

下関市物品購入等一般競争入札実施要領

平成17年2月13日制定

(目的)

第1条 この要領は、下関市が発注する物品の購入（印刷製本費に係る印刷物の製造の請負を含む。）及び修繕（以下「物品購入等」という。）の契約で、総務部契約課において執行するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(公告等)

第2条 市長は、一般競争入札を実施するときは、規則第4条に掲げる事項及び別に本要領において公告で明らかにする旨を規定されている事項のほか、次の各号に掲げる事項を明らかにして公告するものとする。

- (1) 物品購入等の概要
- (2) 資料の提出に関する問合せ先
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公告は、市のホームページへ掲載する方法により閲覧に供するものとする。

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により定める一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、一般競争入札案件に該当する業種に登録していること。
- (3) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める要件を満たしていること。

(入札参加資格の申請)

第4条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、別に定める場合を除き、入札参加資格確認申請書（物品購入等）（様式第1号。以下「申請書」という。）及び公告において指定する審査資料（以下「資料」という。）を公告に定める日までに市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 申請書及び資料の提出方法及び提出期限は、公告に定めるものとする。
- 3 申請書及び資料の受付は、契約課において行うものとする。
- 4 公告に定める期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加できないものとする。

（入札参加資格の確認）

第5条 市長は、入札参加資格の確認を申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、別に定める場合を除き、その結果を入札参加資格確認通知書（物品購入等）（様式第2号）により入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の翌日（休日の場合はその翌日）までに電子入札システム又はファクシミリにより行うものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第6条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに契約課に書面を持参することにより、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する説明を求められたときは、原則として、前項による書面の持参のあった日から3日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、当該者に改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

4 入札の執行は、前2項の手続が終了していることを確認のうえ実施するものとする。

(質問書の提出等)

第7条 仕様書等の内容に質問がある者は、当該入札公告で示した方法により質問することができる。

2 前項の規定による質問に対しては、原則として、入札参加希望者すべてに回答するものとする。

(資料の事後審査)

第8条 資料の審査を開札後に行う旨を公告に記載したものについては、第4条の規定にかかわらず、開札後に市長が指定する期間までに当該落札候補者のみに資料の提出を求めるものとする。

2 提出期限までに資料の提出がない場合又は提出された資料を審査した結果入札参加資格がないと認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

(説明会等)

第9条 説明会等は、原則として実施しないこととする。ただし、物品購入等の内容等により、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により説明会等を行う場合には、説明会等を行う旨及び説明会等を行う日時、場所等を公告において明らかにするものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金については、規則第5条から第7条まで及び第14条の規定に基づき執行する。ただし、単価契約における入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる単価の額に予定数量を乗じた金額の100分の5以上とする。

(入札の無効)

第11条 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び下関市物品売買等契約入札心得等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札参加資格を有する旨の通知を受けた者が、落札者の決定までの間に、第3条に規定する入札参加資格を有しなくなった場合は、当該者のした入札を無効とする。

(入札結果の公表等)

第12条 一般競争入札に付した物品購入等については、入札の結果を公表するものとする。

第13条 入札参加希望者から提出された申請書及び資料は、当該入札参加希望者に返還せず、公表しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の取扱いに必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号

入札参加資格確認申請書（物品購入等）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました下記物品購入等に係る
入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと並びにこの申請書及び添付資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 案 件 名

2 添付書類（有・無）

※添付書類有の場合、以下に添付する書類名を記入すること

・
・

（注） 提出部数は1部とする。

様式第2号

第 号
年 月 日

入札参加資格確認通知書（物品購入等）

様

下関市長

先に申請のあった入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
案 件 名	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がないと認めた理由	

(注) 入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、年 月 日 時までに契約課へその旨を記載した書面（任意様式）を市長宛で提出（持参）してください。